

○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件

平成十五年九月三十日  
財務省告示第六百十号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の十九の二の項及び登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第四条の五の規定に基づき、自己のために受ける登記又は登録につき登録免許税を課さないこととされる登記又は登録に係る独立行政法人で国又は地方公共団体以外の者に対し利益又は剰余金の分配その他これらに類する金銭の分配を行わないもの及び当該独立行政法人が自己のために受ける当該登記又は登録で特に公益性が高い業務のためのもの並びに同条に規定する証する書類を発行すべき者を次のように指定し、平成十五年十月一日から適用する。

財務大臣が指定する独立行政法人は別表の第一欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する登記又は登録は当該独立行政法人が自己のために受ける同表の第三欄に掲げるものとし、財務大臣が指定する者は同表の第四欄に掲げるものとする。

別表（令和四年四月一日現在）

名称	根拠法	登録免許税法（以下「法」という。）別表第三の十九の二の項の第三欄の第二号の規定により財務大臣が指定する登記又は登録	登記規則第四條の六の施行規程が指定する者
国立航空研究開発法人 宇宙航空研究開発法人 機構	国立航空研究開発法人宇宙航空研究開発機構 法（平成二十六年法律第六十号）	一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 二 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 三 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 四 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得	文部科学大臣
国立研究開発法人 海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構 法（平成二十五年法律第九十五号）	一 国立研究開発法人海洋研究開発機構の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 二 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 三 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 四 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得	文部科学大臣
国立研究開発法人 科学技術振興機構	国立研究開発法人科学技術振興機構 法（平成十五年法律第八十号）	一 国立研究開発法人科学技術振興機構の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 二 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 三 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 四 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得	文部科学大臣
国立研究開発法人 情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構 法（平成二十年法律第六十号）	一 国立研究開発法人情報通信研究機構の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 二 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 三 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 四 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得	総務大臣
国立研究開発法人 農産物生産技術 農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農産物生産技術総合研究機構 法（平成二十五年法律第六十五号）	一 国立研究開発法人農産物生産技術総合研究機構の用に供する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 二 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 三 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得 四 取得する航空研究開発機の新規法第十八条第一項の権利の取得	農林水産大臣

国立化学研究所 国立研究開発法人	群島振興開発基金 奄美群島振興 開発特別措置 法（昭和二十 九年法律第十 九号）	独立行政法人環境 再生保全機構	独立行政法人労働 者退職金共済機 構	独立行政法人国際 協力機構	独立行政法人自動 車事故対策機構	独立行政法人住宅 金融支援機構	独立行政法人石油 天然ガス・金属 資源機構
国立研究開発 化学研究所 （平成十四年 法律第六十号）	奄美群島振興 開発特別措置 法（昭和二十 九年法律第十 九号）	独立行政法人環 境再生保全機 構（平成十四 年法律第三十 四号）	中小企業退 職者共済法（昭 和三十四年法 律第六十号）	独立行政法人 国際協力機 構（平成十四 年法律第三十 四号）	独立行政法人 自動車事故対 策機構（平成 十四年法律第 百八十三号）	独立行政法人 住宅金融支 援（平成十四 年法律第八十 七号）	独立行政法人 石油天然ガ ス・金属資源 機構（平成十 四年法律第九 十四号）
一 国立研究開 発法人の業務 の範囲 二 得る登記 簿上の権利 三 当該研究 開発業務の 実施に供す る土地の取 得登記	一 奄美群島 振興開発特 別措置法第 五十二條第 一號から第 三號まで 二 同法第 三十三號第 二條第九號 （定義）に 規定する普 通法人の登 記簿上の利 益を享受す る者 三 同法第 三十三號第 二條第九號 （定義）に 規定する普 通法人の登 記簿上の利 益を享受す る者	一 独立行政 法人環境再 生保全機構 （附則第十 七條第一項 第一號）に 掲げる土地 の権利の取 得登記 二 同法第 七條第一項 第一號（機 構）に掲げ る土地の取 得登記 三 同法第 七條第一項 第一號（機 構）に掲げ る土地の取 得登記	一 別表第一 第一號から 第二十三號 までに掲げ る登記又は 登録（業務 の特例） 二 別表第 二號（業務 の特例）に 掲げる登記 又は登録（ 業務の特 例） 三 別表第 三號（業務 の特例）に 掲げる登記 又は登録（ 業務の特 例）	一 独立行政 法人自動車 事故対策機 構（附則第 十三條第三 號）に掲げ る土地の取 得登記 二 同法第 十三條第三 號（業務の 特例）に掲 げる土地の 取得登記 三 同法第 十三條第三 號（業務の 特例）に掲 げる土地の 取得登記	一 独立行政 法人住宅金 融支援機構 （次号にお いて「機 構」とい う。）に 掲げる土地 の権利の取 得登記 二 同法第 七條第一項 第一號（機 構）に掲げ る土地の取 得登記 三 同法第 七條第一項 第一號（機 構）に掲げ る土地の取 得登記	一 独立行政 法人石油天 然ガス・金 属資源機構 （業務の範 囲）に掲げ る土地の取 得登記 二 同法第 七條第一項 第一號（機 構）に掲げ る土地の取 得登記 三 同法第 七條第一項 第一號（機 構）に掲げ る土地の取 得登記	一 独立行政 法人石油天 然ガス・金 属資源機構 （業務の範 囲）に掲げ る土地の取 得登記 二 同法第 七條第一項 第一號（機 構）に掲げ る土地の取 得登記 三 同法第 七條第一項 第一號（機 構）に掲げ る土地の取 得登記
文部科学大臣	国土交通大臣	環境大臣	厚生労働大臣	外務大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	経済産業大臣

<p>独立行政法人農業者年金基金</p>	<p>独立行政法人農業者年金基金          企業基盤整備機構          中小</p>
<p>独立行政法人農業者年金基金          平成十七年法律第百四十七号</p>	<p>独立行政法人農業者年金基金          平成十七年法律第百四十七号          七号</p>
<p>独立行政法人農業者年金基金法別表第一第一号に掲げる登記</p>	<p>一 独立行政法人農業者年金基金法別表第一第一号に掲げる登記          二 独立行政法人農業者年金基金法別表第一第二号に掲げる登記          三 独立行政法人農業者年金基金法別表第一第三号に掲げる登記          四 独立行政法人農業者年金基金法別表第一第四号に掲げる登記          五 独立行政法人農業者年金基金法別表第一第五号に掲げる登記          六 独立行政法人農業者年金基金法別表第一第六号に掲げる登記</p>
<p>農林水産大臣</p>	<p>経済産業大臣</p>